2 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要 (平成23年6月1日現在)

| 代表者職氏名 | 理事長鳴海 | 勇蔵 | 県所管部 | 課名 | 農林水産部構造政策課 | | | | |
|------------|--|---------|----------|-----|---|---------------|--------------------|-----|--|
| 設立年月日 | 昭和 46 年 4 月 1 | 3 日 | 基本財産 | | 10, | 200 千円 | | | |
| 主な出資者等 | 氏名 | | <u> </u> | 会額 | 出資等比率 | | | | |
| の構成 | 青森県 | | | | į | 5,100千円 50.0% | | | |
| (出資等比率順位順) | 弘前市 | | | | | 360 千円 3.5% | | | |
| | つがる市 | | | | | 340 千円 | 3.3% | | |
| | 青森市 | | | | | 260 千円 | 2.5% | | |
| | 十和田市 | | | | | 260 千円 | 2.5% | | |
| | 五所川原市 | | | | | 240 千円 | 2.4% | | |
| | 八戸市 | | | | | 220 千円 | 2.2% | | |
| | 東北町 | | | | | 200 千円 | 2.0% | | |
| | 青森県信用農業協同組合連合会 | | | | | 200 千円 | 2.0% | | |
| | むつ市 | | | | | 180 千円 | 1.8% | | |
| 組織構成 | | | | | | | | | |
| | 区分 | 人数 | | ち常勤 | | | 備 考 | | |
| | 理事 | | 1名 | | 名 | 県OB1名 | <u> </u> | | |
| | 監 事 職 員 | 5 0 | 2名 2 | |)名 3名 | - | | | |
| 業務内容 | 農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営 事業等 | | | | | | | | |
| 経営状況 | 経常収益 | 2,342,7 | 55 千円 | (その |)他耄 | 参考) | | | |
| (平成 22 年度) | 経常費用 | 2,419,3 | | 県から | | | 1,100,73 | | |
| | 当期経常増減額 | · | | | 県からの無利子借入金 22,686,351 千 | | | | |
| | 当期一般正味財産増減額 | 75,62 | | | らの受託事業収入 203,311 千F 損失補償 13,981,421 千F | | | | |
| | | | | ポツ指 | 大作 | 书]貝 | 13,981,42 | ·TH | |

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社の分収造林事業及び林業労働力確保支援センター事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 法人を取り巻く現状

当法人は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進する農地保有合理化事業や、森林資源の整備に寄与してきた分収造林事業などを実施することにより、国や県の施策上、重要な役割を担ってきたところである。

このうち、農地保有合理化事業については、近年の農産物価格の低迷等により担い手農家が規模拡大に慎重になっており、事業量が年々減少している状況にあることから、当法人の経営健全化を図るためには、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消が大きな課題となっている。

また、分収造林事業については、木材価格低迷などにより、将来、県や日本政策金融公庫からの借入金に対し、多額の償還財源不足が見込まれることなどが大きな課題となっていたことから、県は、社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会からの提言を踏まえ、平成22年12月に分収造林事業の県への移管等を内容とする「社団法人青い森農林振興公社の経営改革の方向」を公表した。現在、平成25年4月の県移管を目指し準備を進めている。なお、移管後は、当法人は解散し、分収造林事業以外の事業については、平成23年10月に新たな法人を設立し、平成24年4月に同法人に移管することとしている。

4 点検評価結果

当法人の経営状況、業務執行状況等について点検評価を行ったところ、特に次の点について留意する必要があると考える。

(1)農地保有合理化事業の滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消

ア 法人の対応

滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消に向けた取組について、昨年度から新たに実施しているものはないが、これまでと同様、以下の取組を継続して実施し、滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消に努めている。

その結果、平成18年度以降は、滞納小作料及び長期保有農地ともに、新規発生よりも解消が多く、金額ベースで前年度よりも減少している。

(ア) 解消に向けた取組

滞納小作料については、現地駐在員を配置するなどして、滞納者に対する面談や巡回指導による回収促進、法的措置、連帯保証人への督促などを実施している。

長期保有農地については、個々の経営状況に応じて、分割納入による売渡しや第三者への 売渡しなどを実施している。

(イ) 新規発生防止に向けた取組

内部審査会において、案件ごとに厳正な事前審査を行っているほか、事業枠の設定や保証 人・保証金制度の実施などのリスク対策を徹底し、新規発生の防止を図っている。

イ 委員会の意見等

滞納小作料及び長期保有農地については、発生防止・解消に向けた様々な取組により、着実に減少しているものと認められることから、当委員会としては、当法人の取組を評価するものであるが、その額は依然として大きいため、今後も引き続き、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生の防止に努め、経営の安定化に結びつけていただきたい。また、農地の価格は依然として下落傾向にあることから、長期保有農地の処分に当たっては、たとえ売却差損を生じたとしても、できるだけ早期に処分することを望むものである。

なお、当法人の経営を圧迫している滞納小作料や長期保有農地は、農地保有合理化事業を実施する以上、不可避なものであって、制度に内在するリスクであるとも言える。担い手農家の経営効率化を図る観点から、農地保有合理化事業が今後も非常に大きな役割を果たしていくものと判断される場合には、県は、当該リスクを穴埋めする仕組みづくりを国に働きかけるなど、

必要な対策を講じるべきであると考える。

(2) 分収造林事業に係る県民負担縮小のための適切な対応

ア 移管計画の概要

- (ア) 分収造林事業については、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県が引き継ぐ。
- (1) 日本政策金融公庫に対する債務処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用する。また、県に対する債務処理に当たっては、当法人が所有する森林資産を県に代物弁済し、弁済額が債務額に満たない場合、県は債権を放棄する。
- (ウ) 分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、県と契約者の分収割合を現行の6対4から7.5対2.5を基本として変更協議を進める。

イ 県及び法人の対応

分収造林事業を県に移管するに当たって必要となる、当法人と土地所有者が締結している分 収造林契約の県への承継手続については、平成23年11月から当法人と県が共同で、契約者 に対する地区説明会の開催や個別説明を実施し、平成24年度末を目標に契約に関する権利義 務を県が公社から引き継ぐことや分収割合の変更について契約者からの同意を得る。

分収造林事業の債務処理について、第三セクター等改革推進債を活用するに当たっては、当法人の清算が必要であることから、平成23年10月に新法人(あおもり農林業支援センター)を設立し、平成24年4月から、分収造林事業以外の事業を引き継ぐこととする。

なお、分収割合の変更手続については、契約者の不利益となる内容であることから、移管前までに全ての契約者からの同意を得ることについて困難が伴うものと予想されるが、仮に全契約者から同意が得られない場合であっても、移管後において県が交渉を継続するため、移管手続の進行に影響は与えないものである。

ウ 委員会の意見等

県では、分収造林事業の県への移管を発表した後、平成25年4月の移管完了に向け、分収造林契約の県への承継手続やあおもり農林業支援センターの設立等の必要な手続を順調に進めてきており、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債の活用にも支障はないものと認められることから、当委員会としては、これらの取組について評価するものである。

なお、分収造林事業は、平成25年4月に県に移管されることとなったが、当法人は、課題を先送りすることがないように、県への移管完了前に、できる限り多くの契約者から分収割合の変更等について承諾を得るよう処理を進める必要がある。

(参考)「平成23年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1)経営理念、中期経営計画

| 評 価 項 目 | 公社等評価 | 所管課評価 | 点検結果 |
|--|-------|-------|------|
| 平成22年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 :目標どおり(目標以上)に達成している。 :概ね目標どおり達成している。 :目標を達成していない。) | | | |
| 実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 :計画どおりである. :概ね計画どおりである. :計画と乖離が生じている。) | | | |

(2)提言への対応状況

| | 評 | 価 | 項 | 目 | | 公社等評価 | 所管課評価 | 点検結果 |
|---------------------------------------|---|---|---|------------------|---------|-------|-------|------|
| 青森県公社等点検評価委 (評価 :十分に対応していない項目が多い。) | | | | について いる項目が多い。 | :十分に対応し | | | |

(3)事業内容等

| 評 価 項 目 | 公社等評価 | 所管課評価 | ĺ | 点検結果 |
|---|-------|-------|---|------|
| 経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(評価 :適切である。:概ね適切である :改善する余地が多い。) | | | | |
| 平成22年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 :目標どおり(目標以上)に達成した。 :概ね目標どおり達成した。 :目標を 達成していない。(達成していない項目が多い。)) | | | | |

(4)組織体制等

| 評価項目 | 公社等評価 | 所管課評価 | | 点検結果 |
|---|-------|-------|---|------|
| 効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価: 十分に対応している。:概ね対応している。:改善する余地が多い。) | | | • | |
| 経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 :妥当である。 :概ね妥当である。 :過不足を生じている。) | | | | |
| 経営状況及び業務内容を勘案して、常勤役員及びプロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 :妥当である。 :概ね妥当である。 :改善の余地が多い。) | | | | |

財務

| 評価項目 | 公社等評価 | 所管課評価 | ſ | 点検結果 |
|---|-------|-------|---|------|
| 収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 :良好である。:概ね良好である。:改善を要する。) | | | | |
| 資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 :2期連続して増加している。 前期より増加している。 :前期より減少している。) | | | | |
| 滞留債権(3ヶ月以上延滞している債権)は発生・増加していない。 (評価:発生していない。または、前期より減少している。 前期より増加している。) | | | | |
| 自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の 免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金 等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 :受け入れていない。または、低下している。 :増加している。) | | | | |

総合評価

点検結果

: 概ね妥当 : 要改善

総合評価の概要

- ・ 農地保有合理化事業の滞納小作料及び長期保有農地の発生防止・解消が着実に行われていること。 ・ 分収造林事業の県への移管を始めとする経営改革の各取組が順調に実施されていること。 ・ 平成22年度の当期正味財産増減計算書によると、農村会計については73,075千円の減少、森林会計については166千円の減少、畜産会計については2,387千円の減少となっており、当法人全体では75,628千円の減少となっていること。